

三豊市農業委員会 3月定例総会議事録

令和4年3月22日午後1時30分より、三豊市農業委員会3月定例総会を三豊市危機管理センター301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 23名（農業委員23名）
欠席者 1名

【農業委員】

(出席○・欠席ー)

1番	堀江 博	○	2番	細川 耕助	○	3番	岡根 譲	○
4番	松岡 史郎	○	5番	黒木 昭則	○	6番	石井 徳和	○
7番	貞廣 駿	○	8番	石井 宏昭	○	9番	橋川 義信	○
10番	白川 智樹	○	11番	大西 弘	○	12番	片山 雅夫	○
13番	新延 健	○	14番	田所 上奉	○	15番	三好 康芳	○
16番	田井 三代子	○	17番	金子 芳巳	○	18番	石原 剛	○
19番	西山 正一	○	20番	大崎 正義	○	21番	森 尚行	○
22番	宮崎 和代	ー	23番	正田 茂義	○	24番	吉田 由紀	○

2. 署名委員

12番 片山 雅夫
18番 石原 剛

3. 傍聴人

16名

4. 事務局の出席者

事務局次長 岡崎 英司
主 任 菅原 雅慶
主 任 大井 要平

5. 書 記

会計年度任用職員 小川 春子

6. 議 題

議案第 1号 三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第 2号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について (報告)
議案第 4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 7号 非農地証明願いの件について
議案第 8号 非農地通知の件について
議案第 9号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

6. 開会 【午後 1時30分】

事務局次長 ご案内の時刻が参りました。それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会3月定例総会の開会にあたり、堀江会長より挨拶をいただきます。

会 長 皆様こんにちは。お忙しい中のご出席、ありがとうございます。雨が多く降り、気温が上昇したことにより、ブロッコリー等の野菜が急に大きくなり大変だったと思います。また、第6期の農業委員におかれましては、コロナに翻弄された3年間、大変お世話になりました。なお、委員を引かれた後でも、引き続き地域の農地並びに農業のご指導ご鞭撻をよろしくお願い出来たらと思います。また、本日は第7期の農業委員もご出席いただきましてありがとうございます。3年間の任期よろしくお願いいたします。それでは、議案審議がスムーズに行える様にご協力を、よろしく願い申し上げます。ご出席ありがとうございます。

事務局次長 ありがとうございます。本年度末をもって任期満了を迎える第6期農業委員の皆様へ 山下 昭史 市長よりご挨拶申し上げます。

市 長 皆さん、こんにちは。先ほども会長がおっしゃっていたように、春は三日晴天が続かないということで、多くの雨により農作業に影響が出たことだと思います。本日は、第6期の農業委員においては、コロナ禍でありながら3年間大変お疲れ様でした。コロナの影響により農業等においても不自由や我慢があったかと思えます。三豊市の農業を取り巻く状況は、耕作放棄地が中山間地だけでなく平野部にも広がっています。三豊市の基幹産業である農業をどうやって守っていくのが大きな課題となっています。みとよのみや、葉草など新しい作物を模索している状況となっています。農業委員会法の改正により、最適化事業が義務付けとなっているなか、ますます農業委員の存在が重要となってきております。今回、委員を終了される方々においては、今後も地域の農業の中心となって、ご活躍を併せてお願いしてお礼の挨拶に代えさせていただきます。農業委員の皆様、本当にお疲れ様でした。

事務局次長 ありがとうございます。市長はこの後公務のため退席いたします。ご多忙のところ、ありがとうございます。

事務局次長 ありがとうございます。22番 宮崎 和代 委員さんから、あらかじめ欠席の連絡を頂いております。ただいまの出席農業委員は23名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、「感染拡大防止対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議 長 ただ今から、三豊市農業委員会3月定例総会を開会いたします。最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号12番 片山 雅夫 委員、議席番号18番 石原 剛 委員のご両名をお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページをお開きください。議案第1号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を説明いたします。

〔 議案第1号を朗読 〕

以上68名について、「農業委員会等に関する法律」第17条第1項の規定に基づき農業委員会の承認を求めます。

議 長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようですので、議案第1号「三豊市農地利用最適化推進委員の委嘱について」は異議なしと認め、68名に委嘱を承認することとします。次に進めさせていただきます。3ページをお開きください。議案第2号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号12号を朗読 〕

以上12件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨通知がありましたのでご報告申し上げます。

議 長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一 同 〔 なしの声あり 〕

議 長 ないようですので、議案第2号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号12号の12件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進めさせていただきます。7ページを開いてください。議案第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第3号 番号1号から番号5号を朗読 〕

以上5件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長 ただいまの議案第3号の報告に関する質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号から番号5号の5件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。9ページを開いてください。議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第4号 番号1号から番号20号を朗読 〕

以上20件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

7番 番号1号、番号2について説明します。譲受人はどちらも同じ人です。譲渡人同士が売買の依頼をしたところ、売買が成立しました。譲受人は、農業をきちんとやっていて、周辺農地にも問題はありません。ご審議よろしく願いいたします。

8番 番号3号について説明します。譲受人と譲渡人は親子です。20年前に農地を取得していましたが、耕作することが出来ずに、今回無償での契約となりました。周辺農地にも問題はありません。ご審議よろしく願いいたします。

9番 番号4号について説明します。譲渡人と譲受人は従妹です。農業の廃止に伴い売買となりました。何の問題もないと思われまます。ご審議よろしく願いいたします。

続きまして番号5号について説明します。譲渡人は、労力不足により譲受人に依頼したところ、今回の売買となりました。周辺には影響はありません。何の問題もありません。ご審議よろしく願いいたします。

3番 番号6号について説明します。譲渡人は相続が完了したので、誰か買ってくれる方を探していたところ、譲受人が了解し売買が成立しました。周辺農地にも影響はありません。ご審議よろしく願いいたします。

12番 番号7号、番号8号について説明します。譲受人は同一人物です。番号7の譲渡人は、高齢のため農地を処分したいということで、探していました。番号8の譲渡人は、相続による農地の取得のため、近所の方に相談したところ。今回、譲受人がまとめて買うということで、売買が成立しました。農地利用と周辺農地にも問題はありません。ご審議よろしく願いいたします。

14番 番号9号について説明します。譲渡人は、ブドウを作っていましたが、高齢になったため買う方を探していました。譲渡人が契約に応じて売買となりました。周辺農地にも問題はありません。ご審議よろしく願いいたします。

続きまして番号10号について説明します。譲渡人は高齢により農業を廃止するというので、譲渡人に交渉したところ売買が成立しました。周辺農地にも問題はありません。ご審議よろしく願いいたします。

続きまして番号11号について説明します。譲渡人は労力不足ということで譲受人に話したところ、売買が成立しました。現地を農地として利用するというので、周辺農地にも問題はありません。ご審議よろしく願いいたします。

15番 番号12号について説明します。譲渡人は高齢のため、農業を廃止するというので、買ってくれる方を探していました。農地の管理も十分できていて、何の問題もありません。ご審議よろしく願いいたします。

16番 番号13号について説明します。譲渡人は市外に住んでいて、買ってくれる方を探していました。今回、譲受人は話したところ、売買が成立しました。問題ないと思われまます。ご審議よろしく願いいたします。

17番 番号14号について説明します。譲渡人は市外に住んでいて、労力不足のため買ってくれる方を探していました。今回経営規模拡大ということで、売買が成立しました。農地の管理もきちんとしており、何の問題もありません。ご審議よろしく願いいたします。

20番 番号15号について説明します。譲渡人は高齢のため、耕作人を探していました。譲受人が買ってよいということで、売買が成立しました。周辺農地にも問題はありません。ご審議よろしく願いいたします。

続きまして番号16号について説明します。譲受人はハウスを建てて果物を栽培するというので農地を探していたところ、譲渡人が売ってもいいということで、今回売買が成立しました。問題ないと思われまます。ご審議よろしく願いいたします。

21番 番号17号について説明します。譲渡人は市外に住んでいて、農地を管理してくれる方を探していました。今回、譲受人が経営規模拡大したいということで、売買が成立しました。農地の管理もきちんとしており、何の問題もありません。ご審議よろしく願いいたします。

1 番 番号18号について説明します。譲渡人と譲受人は親族です。譲渡人は高齢になり譲受人に相談し、今回交渉にのり、売買が成立しました。農地の管理もきちんとしており、何の問題もありません。ご審議よろしくお願ひいたします。

続きまして番号19号について説明します。譲渡人と譲受人は、親子です。高齢により今回一括贈与となりました。問題はありません。ご審議よろしくお願ひいたします。

続きまして番号20号について説明します。譲受人が病気がちで耕作者を探していました。譲受人が売買に応じてくれ、成立しました。周辺農地にも問題はありません。ご審議よろしくお願ひいたします。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号20号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号20号の20件につきましては、許可することと決定します。次に進ませていただきます。16ページを開いてください。議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第5号 番号1号から番号3号を朗読]

なお、農地区分につきましては、番号2号の一部は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、第1種農地の面積が申請事業の土地の全面積の3分の1を超えないため、不許可の例外に該当しております。その他は全て第2種農地であります。以上3件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員からの説明はありませんので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号の3件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。17ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第6号 番号1号から番号12号を朗読]

農地区分につきましては、番号4号は三豊市役所山本支所から300m以内に位置する第3種農地であります。その他は全て第2種農地であります。以上12件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

7 番 番号3号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。借人は事業拡大により駐車場のための、農地を探していました。貸人が契約に応じて申請にいたしました。何の問題もないと思われまますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

9 番 番号4号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。譲受人が店舗等を建てるにあたり農地を探していたところ、適当な場所であったので今回契約となりました。土地改良区や水利組合の同意を得て、周辺農地にも許可を得ていますので、何の問題もないと思われまます。ご審議よろしくお願ひいたします。

11 番 番号5号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。譲渡人2名は、譲受人が土砂埋立後に農地造成をしたい旨の相談があり、今回契約となりました。農地造成後には、果樹を植えるということで、特に問題はありません。ご審議よろしくお願ひいたします。

続きまして番号6号について説明いたします。譲受人が作業場を探していたところ、近所に住む譲渡人が譲ってもよいとのこととなり、今回の契約となりました。水利組合と周辺の同意も取れてまますので問題はありません。ご審議よろしくお願ひいたします。

1 2 番 番号7号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。譲受人が書道教室の駐車場のための農地を探していたところ、親族である譲渡人が農地の管理に困っていて、今回の契約となりました。水利組合と周辺の同意も取れていますので、問題はありません。ご審議よろしくお願いたします。

1 7 番 番号11号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。譲受人は太陽光発電施設を設置している事業主です。今回、譲渡人は、高齢により農地の管理に苦慮していたので、今回の契約にいたりました。土地改良区と水利組合の同意が取れていますので、問題ありません。ご審議よろしくお願いたします。

2 0 番 番号12号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。譲渡人は太陽光発電施設を設置する業者で、今回、譲受人が農地の管理が出来ず、農地を手放したいということで、契約にいたりました。水利組合と周辺の同意も取れているので、特に問題はありません。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 それでは、他にご質問もないようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号12号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号12号の12件については適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。21ページをお開きください。議案第7号「非農地証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号「非農地証明願いの件について」の説明をさせていただきます。

[議案第7号 番号1号から番号2号を朗読]

本件につきましては、非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号1号、番号2号ともに「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設、農道水路等の用に供する場合に該当すると判断されます。よろしくご審議の程お願申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。1 4 番 番号1号について説明します。位置図公図をご覧ください。申請地はブドウハウスの傍にあり、現況を農道に使っています。今回の申請で、現況を合わせるために申請しました。非農地で問題ないと思います。ご審議よろしくお願いたします。

1 6 番 番号2号について説明します。位置図公図をご覧ください。申請地は、農道として使用しています。現地を確認しましたが、特に問題はありませんので、ご審議よろしくお願いたします

議 長 担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1号から番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1号から番号2号の2件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地証明書を交付することと決定いたします。次に進ませていただきます。22ページをお開きください。議案第8号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第8号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第8号 番号1号から番号5号を朗読]

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして非農地通知を送付し、登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対し、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願いたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

9 番 番号1号について説明します。位置図公図をご覧ください。申請地については、以前はみかんを栽培していましたが、現在は長い間農地として使用されていなく、中にも入れないくらい山林化していますので、非農地通知が適当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いたします。

1 0 番 番号2号について説明します。位置図公図をご覧ください。申請地を現地確認しましたが、山林化していて、農地に復旧するのが難しい農地となっています。非農地通知が適当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いたします。

18 番 番号3号について説明します。位置図公図をご覧ください。申請者は市外の方で、現在農地管理が十分出来ていません。現地は山林化していた農地に回復することは出来ませんので、非農地通知が適当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

17 番 番号4号について説明します。位置図公図をご覧ください。以前は除虫菊を栽培していました。現在は、申請地については入って行くことが出来ない農地であるので、山林化が進んでいる状況です。非農地通知が適当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

19 番 番号5号について説明します。位置図公図をご覧ください。申請地は、ミカン園を廃園して、現在は荒れている状況です。山林化がひどく非農地通知が適当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質問ございませんか

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号から番号5号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号から番号5号の5件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。それでは次に進ませていただきます。24ページをお開きください。議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められています。ご審議をお願いいたします。

今月は議案書の24ページから71ページまでです。(公財)香川県農地機構による売買2件、管理者から耕作者の貸付は63件、農地中間管理事業による一括方式での貸付に関して19件、合計84件となっております。

以上、所有権移転並びに利用権の設定84件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するということ、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」は84件すべて適当と認め、原案のとおり決定いたします。本日上程しておりました議案の審議は以上です。では、その他の件について、事務局から説明を求めます。

[その他の件の顛末は、次頁のとおり]

その他の件

1. 農用地利用配分計画（案）について
2. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について（通知）
3. その他

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

(1) 4月定例総会について

日 時 令和4年4月20日（水）午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

議 長 _____

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
4月7日(木)	危機管理センター1階 打合せコーナー1	三野町委員	豊中町委員
		詫間町委員	仁尾町委員

署名委員 _____

署名委員 _____

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
3月29日(火) 13:30~	第7期三豊市農業委員会 初総会準備会	危機管理センター301・302会議室
4月1日(金) 15:30~	第7期三豊市農業委員会 任命書授与式・初総会	危機管理センター301・302会議室
4月5日(火) 13:30~	三豊市農地利用最適化推 進委員委嘱式・説明会	みとよ未来創造館3階大ホール(予定)

閉 会 【 午後 3時30分 】